（議事要旨 1）テーマ提言について

（今回、提案されたテーマ）

バーチャル PPA の会計処理について

日本公認会計士協会より新規テーマとして提案された「バーチャル PPA の会計処理について」について、同協会から提案の理由、その具体的な内容について説明がなされ、企業会計基準諮問会議事務局（以下「事務局」という。）からテーマの分析及び企業会計基準委員会の実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼するという事務局の提案について説明がなされた。

事務局からの提案について、以下のとおり企業会計基準諮問会議の委員より意見が聞かれた。

- 事務局の提案に賛同する。バーチャル PPA のスキームは偏在性の高い風力発電等の再生可能エネルギーの普及に寄与し得る契約形態であるため、業界全体として会計処理の整備は重要であると考える。デリバティブに該当しかつヘッジ会計を適用できない場合には、長期間にわたって毎期多額の評価損益が計上される可能性があるため、再生可能エネルギーの普及を阻害する懸念がある。また、需要家だけでなく発電事業者における取扱いについても別途検討いただきたい。

- テーマ評価を依頼することに賛成する。時価評価の必要性については見積りに複雑性があるため慎重な検討が必要と考える。また、デリバティブに該当するか否か及びヘッジ会計の適用についても国際的な審議を参考にして検討を進める必要があると考える。

- バーチャル PPA については欧州が先行しており、国際的な会計基準との整合性も考慮して検討すべきと考える。

- 関係者の関心が高い案件と考えている。事業会社及び監査法人が個別に会計処理を判断する場合には、社会的なコストがかかるため企業会計基準委員会で基準開発を検討いただきたい。

これらの意見を受け議長より、当該「バーチャル PPA の会計処理について」について、企業会計基準委員会の実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼する旨の発言がなされた。

（前回会議までに提案されたテーマ）

実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正

第 48 回企業会計基準諮問会議（2023 年 11 月 22 日開催）で提案された「実務対応報告第 19 号『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い』の改正」に関し、企業会計基準委員会の

中條委員から、企業会計基準委員会の実務対応専門委員会のテーマ評価の内容について説明が行われた。

事務局からは、実務対応専門委員会のテーマ評価の内容を踏まえ、追加の情報収集や意見聴取の要否を含めて次回以降の企業会計基準諮問会議で検討することが提案された。また、本テーマを企業会計基準委員会に提言する場合には、企業会計基準委員会のリソースに応じた対応を行うことを付言することが提案された。

テーマ評価の内容及び事務局の提案について、以下のとおり企業会計基準諮問会議の委員より意見が聞かれた。

- 事務局の提案に賛同する。
- テーマアップの考慮要因である広範な影響があるかどうかという点については、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 19 号」という。）を公表した時点においても繰延資産を計上している企業は現在と同様の状況であった可能性もあり、実務対応報告第 19 号が当面の取扱いを定めるものであった経緯を踏まえると、他のテーマと同列で評価することは適当ではないと考える。また、実務対応報告第 19 号は、繰延資産を資産計上することの具体的な論拠を示さずに当面の取扱いとして認めたものであり未完成な状態の基準であることから、基準として完成させることが企業会計基準委員会の責務ではないかと考える。
- 財務諸表利用者の投資判断に大きな影響を及ぼすものではなく積極的な基準開発のニーズもないと考えるため、企業会計基準委員会のリソースに応じて対応すべきと考える。また、企業会計基準委員会のリソースを割いて改正に取り組むのであれば、改正の意義が高まるように国際的な会計基準との整合性を考慮し、金融商品や無形資産の基準開発のスケジュールにあわせて幅広く検討を行うべきである。
- 実務対応報告第 19 号を早急に見直すニーズはないと考えられるため、繰延資産全体について幅広く検討を行うべきである。社債発行費については、金融資産及び金融負債の分類及び測定の検討の中であわせて検討すべきと考える。
- 今回のテーマ提案は、当面の取扱いを見直す契機として意義があると考える。検討にあたっては、上場企業の影響だけでなく非上場会社への影響も調査すべきと考える。

これらの意見を受け議長より、当該「実務対応報告第 19 号『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い』の改正」について、次回以降の企業会計基準諮問会議において、基準開発の対象も含め検討を継続する旨の発言がなされた。

上場企業等が保有するVCファンドの出資持分に係る会計上の取扱いについて

第48回企業会計基準諮問会議（2023年11月22日開催）で提案された「上場企業等が保有するVCファンドの出資持分に係る会計上の取扱いについて」に関し、企業会計基準委員会の紙谷副委員長から、企業会計基準委員会の金融商品専門委員会のテーマ評価の内容について説明が行われた。

事務局からは、金融商品専門委員会のテーマ評価の内容を踏まえ、上場企業等が保有するVCファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを企業会計基準委員会の新規テーマとして提言することが提案された。

テーマ評価の内容及び事務局の提案について、以下のとおり企業会計基準諮問会議の委員より意見が聞かれた。

- テーマ提案することには賛同するが、金融商品専門委員会が提案するアプローチC’に基づきすべての企業への投資に市場価格のない株式の時価評価（評価差額は純損益）を認めた場合、プロが関与するファンドと異なり株式を保有する企業に時価評価を行うためのインフラが十分に整っていないため、合理的ではない時価を付すことによる利益操作が懸念される。財務諸表作成者及び監査人の間で市場価格のない株式の時価評価の実務が成熟していない状況を踏まえ、VCファンドへの投資に限定して認めるアプローチA又はアプローチBの方が良いと考える。

- VCファンドへの投資に限定して基準開発を行うことのニーズがあることは理解できるが、すべての企業において市場価格のない株式全体を時価評価（及び損益に計上）することを可能とするアプローチを採ると恣意的な利益計上や配当可能利益にも影響があり得るため、当該アプローチを採ることには慎重になるべきと考える。また、時価評価を選択適用可能とする取扱いを導入すると日本基準が適用される企業間の財務諸表の比較可能性を低下させる懸念があると考える。このため、国際的な会計基準との整合性の問題が残ったとしても、VCファンドへの投資に限定して認めるアプローチA又はアプローチBの方が良いと考える。

- 市場価格のない株式全体について時価評価し損益計上するというニーズが存在するか不明であるにもかかわらず、適用範囲を拡大することとなるアプローチC’の提案には反対する。VCファンドへの投資に限定せずに時価評価し損益計上することを認めるのであれば、市場価格のない株式だけでなく上場株式も含めて検討すべきと考える。現時点では適切な評価者（評価機関）の選定の問題やリスク対応手続の手法など財務報告の信頼性を確保する環境が整っているか懸念があるため、VCファンドへの導入状況を踏まえ、範囲を拡大するか検討すべきと考える。

- スタートアップ企業の育成の観点で本件を新規テーマとして取り上げる方向に賛成したい。オプションとすることに懸念も聞かれるが、それによって財務諸表利用者にとって有用な時価情報を提供する実務が多少でも促進されれば有益であり、既存の会計制度や現行の実務体制の課題があるため、範囲を絞る形で基準開発を進めることが良いと考える。

- VC ファンドの投資に限定したアプローチは会計の理屈として説明できないため、適用範囲を絞るアプローチに賛成しかねる。整合性のある会計基準の開発を行うという観点からは、幅広く検討する中で非上場株式の時価評価について会計基準上の位置づけを明らかにし、そのうえで実務上の当面の取扱いとして VC ファンドに限定して適用するというアプローチの方が良いと考える。

- 日本基準においては、市場価格のない株式について取得原価をもって貸借対照表価額とすることについて考え方をもって取扱いを定めている中で、範囲を限定する場合であっても時価評価の例外を認めることについて積極的な賛同はできない。本来は、例外を認めるかの検討ではなく、日本基準における基本的な考え方を変えるかどうかを検討すべきと考える。

これらの意見を受け議長より、当該「上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いについて」について、中長期的に国際的な会計基準との整合性を図るかどうかを検討する点について異論はないと考えられるが、短期的には適用範囲を広げることへの懸念が聞かれるため、VC ファンドを中心として範囲を限定してテーマを提言する旨の発言がなされた。

株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について

第 43 回基準諮問会議（2021 年 11 月 29 日開催）で提案されたテーマ「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」に関し、事務局から「(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発」に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。

以　上